

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第6回 策定部会 議事録

平成23年7月15日

門真市立文化会館1階ホール

委員長：それでは、定刻になりましたので策定部会を開催させていただきます。
すでに事務局からお手元に資料が届いていて、ご覧になっていると思いますので、事務局からご説明いただいて、とりわけ修正すべき点についてご意見いただければと思います。では最初に事務局からご説明お願いいたします。

事務局：はい。皆さんこんばんは。説明に入らせていただく前に、本日机に配付した資料ですが、A4判で仮称草津市自治体基本条例市民フォーラムという資料を配付させていただきました。これについては、他市で行ったものが入手できればというご意見があったので、参考資料としてご用意させていただきましたので、ご確認よろしく申し上げます。それでは、事務局案について説明させていただきます。委員の皆様には、資料配布時にご説明させていただいておりますので、重複する箇所もあろうかと存じますが、本日は傍聴の方もご参加いただいておりますので、簡単にご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。まず、前文から参りたいと思います。資料は左から6月10日分の市民検討委員会の原案、今回7月15日分の市民検討委員会の原案、事務局案1、事務局案2という順番で作成させていただきました。事務局案1につきましては、「自治の歴史」、「条例の目指す将来像」、「条例の必要性」に焦点を絞り、簡素化しております。事務局案2につきましては、基本的に6月10日の原案を基に、委員の皆様のご意見を可能な限り、盛り込む形で構成いたしました。長くても、みんなの意見が詰め込まれた前文であること、誰にでもわかることに主眼を置いて、胸を張って、それが特徴といえるコンセプトでまとめております。続きまして、条文のご説明をさせていただきます。こちらにつきましても、事前にご説明はさせていただいておりますので、簡単にポイントだけ申し上げさせていただきます。左から、6月10日分の市民検討委員会の原案、中央が7月15日分の市民検討委員会の原案、一番右が事務局案になっております。なお、7月15日分の市民検討委員会の原案と事務局案で異なる部分につきましては、下線を引いております。事務局案につきましては、市民検討委員会の原案を基に、WG

と意見交換をしながら、事務局で案を作成させていただきました。事務局案の主なポイントといたしましては、自治の理念というコンセプトを念頭に置き、具体例は説明に記述する等して出来るだけ省き、わかりやすい条文を目指しております。2つ目のポイントは、内容が重複している、もしくは同意義となっている文言は統一し、条の修正、文脈整理等、法規的ルールに従った言葉遣いと表現に改めております。最後に、本来的に入れた方がいいのではないかと思う部分や、さらにご議論していただきたい部分につきましては、一部修正もさせていただいております。誠に簡単ではございますが、以上でございます。それでは、活発なご議論をよろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございます。意見交換しながら、事務局案についてご不明な点がありましたら、市の方で説明いただけたらと思います。ただ、法規的ルールや言葉遣いはともかくとして、内容の方で意見がある方は、よろしくお願いいたします。前文については、なかなか収拾がつかなくなる場合がありますので、最初は条文の方からご指摘お願いします。

委員A：ちょっと前段階の話ですが、今日策定部会があつて、8月に検討部会がありますよね。今日は検討部会に向けて、何を話して、何を決めないといけないのですか。

委員長：本日は、事務局案が出ましたので、事務局案の方がいい、事務局案の方を採用しようとか、あるいはやっぱり疑問があるとか、そのポイントを抽出しようと思います。

委員A：検討部会では、また今日と同じようなスタートラインということでしょうか。

委員長：いえ、今日出てきたポイントを中心にして、検討部会では議論するという形になります。

委員A：例えばですが、事務局案がこれでいきましょうということになったら、検討部会では、事務局案を出して、そこから議論がスタートするということですか。

委員長：この委員会で統一した案を出すということです。

委員A：策定部会ではこうしたいのですが、検討部会のみなさんどうでしょうということですか。

委員B：その時点で事務局案ではなくて、この委員会案になるということでしょうか。

委員長：そういう風に考えております。参考資料としてつけるということはありませんけど。

委員A：ちょっと気になるのが、かなり大きな道筋の分岐点ですよね。それを策定部会だけでやって、これに対して、市民の委員の皆さんもいるということで、その前提で話をすることいいのでしょうか。

委員長：策定部会で、検討部会におけるポイントを提示する必要があると思うんです。検討部会はどうしても人数が多いので、議論がなかなか時間内に出来ないこともあって、策定部会に出てきたポイントを中心に議論してもらうのが適切かと思うのですが、いかがでしょうか。

委員A：わかりました。

委員長：本日は限られた時間ですので、順番にやっていただいてもいいですが、事前に読まれたところで、気になる所から拾っていった方がいいかと思うのですが、どうでしょう。

委員A：はい。では、フリーでいいですね。それで、ここという話というより、全般的に事務局案についてですが、かなりご苦労されて、市民検討委員会で出ている要素というのを入れてもらっています。結構だと思うのですが、私の感覚ですが、かなり条文として整備して、形も整えられた文ですね。これは仕方がないことかもしれないですが、市民の皆さんが訴えていた気持ちや思いが削られてしまっている気がします。確かに読みやすくいいのですが、先生が長らく門真らしい条文にと言っていたのが、最後の方になって他と変わらないものになっている気がします。あまり、きれいになると魅力がなくなってしまうんです。まあ、事務局案はいいと思うので、何か議論をするときには、ベース

は事務局案にしないといけないかと思います。なぜかという、どっちみち、市民検討委員会で出た案は、そのまま議会にかかるわけではなく、企画で揉んでもらって、部長さんがこれでいこうという道筋がない限り、検討部会の条例案というのはあまり意味がないんですよね。となると、この状況で事務局案をベースに、これからどんな要望が出てくるかはわかりませんが、変えていくというのがいいかと思います。軸を一つずついじりだすと、いろんな言葉が入ってくるので、それなら事務局で全部いじってほしいと私は思います。事務局は我々の概念としての要望を、入れていく。そうすると、事務局が気にしている条例の形だとか、今後のことも含めて、盛り込めると思います。私の思いとしては、今まで削ったところを事務局なりにもっと頑張って、許容範囲を広げてインパクトのあるものに変えてほしいです。ここまでやった努力は認めますが、ちょっと削りすぎだと思います。もっと市民の、行政や市の職員や議会に対する思いが多々あったはずですが、それがこの中にあるにはあるんですが、だらっとしていてアクセントがありません。先生自身もそう思っていると思います。苦勞して、市民の意見を入れてくれたのが、削られているような気がします。なので、もっと頑張って市民の意見を入れてほしいです。それと、前文についてですが、出すときは2案ではなく、1案で出すものです。どちらも、どちらですが。

委員C：前文の1と2では、これはこっちがいい、でもこれはこっちがいいとかがありますね。

委員長：前文については、今日やると次回のポイントが議論できなくなってしまいますので、条文の方でお願いいたします。私も、門真市らしさというか、人らしさがなくなったような気がしてならないのですが、いずれにしろ、事務局案をベースにして、これは入れた方がいいとかいうように議論いたしましょうか。

委員D：役所が作った文章というのは、無難な文章が出てきたような感じがしますね。

事務局：一つだけ申し上げさせていただきたいのですが、対比するための案をということで最初にご依頼いただいたと思います。そうすると、言葉が適切ではないかもしれませんが、今回は極端に対比が出来るような

格好で作るという選択をとりました。今ご指摘いただいた通り、人間らしさがないというご意見もありますが、そういう風な形で作らせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

委員E：では議論の取っ掛かりで、3、4、5条あたりに一番大事な理念や基本原則が書かれていると思うのですが、3、4、5条を変えた方針と考え方を簡単にご説明いただきたいと思います。

事務局：まず、事務局案の3条ですが、これは基本理念という形で市民検討委員会の原案には見出しがない条を加えさせていただきました。この議論の取っ掛かりは、もともと市民検討委員会原案の4条、事務局案でいう5条になりますが、ここに持続可能な自治ということで、これが本来の自治基本条例の理念としてしているところではないか、またこのようなことが前文のところでもご議論いただいていた内容がコンパクトにまとまっているのではないかということで、3条として、基本理念という条を加えさせていただきました。この基本理念に基づいて、実際に自治基本条例が運用されていきますということを、1条に記載させていただいております。最高規範性については1条繰り下げさせていただきました。また、総合計画については、その後の事務局案の第6条の所と内容が重複しているのではないかということで、その部分については最高規範性からとらせていただいております。後、5条の協働によるまちづくりの基本原則ですが、先ほどの持続可能な自治については基本理念として謳うということです。その中で、この後出てまいります、基本の原則として一つのキーワードになるのが、検討委員会のみなさんにもあげていただいている、情報共有、協働ということでございますが、市民の皆さんがこの門真に関わるものが、参加・参画するということも原則なのかなということで、あえて2項という形で間に入れさせていただいております。

委員E：はい。続けて伺いますが、3条のところは基本的には、前の条文では、持続可能な自治と書いてあるところを、前に持ってきたということですね。その中で、新しく加えられているのが自律発展都市という部分ですね。4条は最高規範性なので、ここは前の条文を条文として一つ起こしたということですね。5条は参加・参画を増やしたことと、協働の書きぶりを変えたということですね。

事務局：そうですね。

委員E：協働の書きぶりを変えた部分について説明がなかったので、書きぶりをどういう趣旨で変えられたのかを補足いただければと思います。前回の条文では、市民・議会・市役所等がお互いの強みを活かし合い、弱みを補完し合って、対等の立場で門真市の課題を解決していきますと書かれていました。新しい条文では市民、議会及び市役所は、お互いを活かし合い、補完し合って、対等の立場で門真市の課題を解決していくことを原則としますとなっていて、弱みが消えたということですね。

事務局：ここは、原則は言葉を合わせております。それから、強み、弱みという表現はどうかなということで、そのところはお互いを活かし合い、補完し合ってというので意味が通じてくるかなという考えで整理させていただきました。

委員E：なくても大丈夫だというご判断ですね。

事務局：はい。その思いはここに入っていると思っております。

委員A：きっとそのあたりの表現がインパクトに欠けているのではないのでしょうか。確かに意味はそうなのだと思いますが、フレーズを聞いた時のインパクトがなくなっているのではないかと思います。

委員E：今みたいに気になったところをご指摘いただければと思います。

委員A：確かに機能分類ということで、市役所ということにくくられています。思いとしては市役所の職員さん一人ひとりのことをクローズアップしたかったのですが、それが市役所の中に入ってしまったので、そのあたりの訴えがちょっと弱まると思います。

委員E：例えば具体的には、どんな所でしょうか。

委員A：全部なくなっていますよね。

委員B：すみません、質問なのですが、市の職員という定義とかになるとすご

く広くなってきてしまうと思うのですが、どうなのでしょう。市職員となると、どこまでとかなってくるので、名札を付けているからといって、それが職員というのは、ちょっとこの間の首相みたいな個人の考えなのか、政府の見解なのかと同じレベルになってしまうかもしれないので、市役所の方がいいのかなと今回思っていたんですけど。

事務局：一つは第2条の定義のところ、市役所という表現の中に当然職員が含まれておりますので、新たに職員という定義を設けるのかというのを内部で議論しまして、市役所の役割というところで一つにまとめさせていただいているということですね。

委員長：職員ということであれば、7月15日の原案をみると19条20条が事務局案にはないのですが。

事務局：20条は事務局案の第10条の第3項の方に盛り込んでいます。

委員A：法律上ややこしいのかもしれませんが、こういうのは一人ひとりに語りかけて、これは自分のことだというニュアンスがいいんです。議会のことはありますけど、議員さんのことがなくなっているような気がするんですが、これも、議会という役割と議員の役割というのがあると思うのです。だから、議会はこうあってほしい、議員一人一人はこうあってほしいというのがなくなるので、インパクトがなくなるような気がします。

委員F：よそ事っぽいですね。

委員長：7月15日の第20条は口利き防止のことを趣旨としてみなさんで議論したのですが、事務局案では広聴になっているんです。

委員A：そういう言葉で、市民が意味を理解できるのかということと、第19条は公務員法に書いてあるから書く必要がないという話は聞いたのですが、書いてもいいような気はします。

委員長：書く必要はないという表現は少し変で、別に書いても問題ないと思います。

事務局：そこは、こういう方法もありますという形でご提示させていただいておりますので、ご議論していただければと思います。

委員A：ぜひ、そういう市民の意見を受けて、市役所の皆さんがそういう専門的な技術で整えるということをやってほしいんです。市民はこう言っているから、こうしたらいい条例になるというように仕上げてほしいです。

委員F：事務局案に肉付けしていったらいいということですか。

事務局：我々が作ったコンセプトは、市民委員の皆さんが、一つの観点で整理したらどうなるんだということがあったと思うんです。そういう観点で整理してみて、どこが重要だとかは、事務局として参加させていただいているので、その点はわかっているつもりです。ただ、見やすくするには、こういう風な作り方もありますということをご提示させていただくのも一つの方法かなと思ひまして、出させていただいたので、当然これが全てというわけではありません。

委員F：すっきり整理していただいたということですね。

事務局：そうですね。

委員A：最初の取っ掛かりは、法務上の問題もクリアになってないので、一応見てもらって整理していただくという話だったんですね。その際に重複しているような箇所は、整理するということでしたが、その割には削りすぎているような気がします。

委員長：事務局案をベースにしてもいいのですが、こういう気持ちをちゃんと事務局案で加えてほしいとかを指摘していただけたらと思います。

委員A：その方が事務局の方もわかりやすいですね。また7月15日の分を何とかしろとなるとちょっと困りますよね。だから、事務局案に対して、各自要望があるのですが、ある程度賛否があるような内容について、入れ込んでいただくというのがいいのかと思います。

委員長：どっちをベースにしても、修正はしますから、事務局案をベースにし

て付け加えていくということでもいいですかね。

委員D：事務局案をベースにして、もう少し詳しく入れた方がいいような気がしますね。微妙なニュアンスになっているところが、こちらとしては市民の要望が入っていないのではないかという感情が強いですからね。

委員長：7月15日案と対比して、この部分が抜けているから、やっぱり加えた方がいいというご指摘を受けた方が修正しやすいですね。

委員A：そうですね。では、19条、20条をもう少し明確に謳って入れてほしいですね。

委員E：市職員さんの話だと、24、25条もそうですね。

事務局：整理させていただきましたのは、前回の策定部会で、南島先生がマトリックスを配付してくださって、各々の役割ということで、定義もそのようなことが書かれていたと思いますので、そのあたりから、職員という言葉ではなく、市役所と置き換えさせていただきました。他市では、市とか執行機関とかの表現をしているところもあると思うのですが。

委員長：市役所という表現は総合計画の方もそうなのでわかりやすいと思います。

委員E：整理した趣旨は、例えば、20条で口利きを防止しようということが書かれていることについて、そういうことを書いてはいけないという趣旨ではないので、新しい事務局案で抜けているということだと、そこをご指摘いただいて、何らかの形で事務局案に盛り込めないかというようなご意見をいただけたらありがたいです。

委員長：7月15日の24条は口利きの裏返しなのですが、市の職員さんから出てきたのだと思います。やっぱり公正な職務が出来ない場合があるということで、それじゃおかしいので、市民も公正な職務ができるように支援していきましょうという意見が出てきて、この24条が出来たと思います。さらに25条は本音で話し合う場がないと、相互理解が深まらないということで、最近ではラウンドテーブルとか、色々な形

で展開する自治体もありますが、そういう本音で語り合う場を設けていこうという気持ちが25条に込められていたと思います。

委員F：こういうことを書くとレベルが下がるような思いが、もしかしたらあるのではないかと思うんです。でも、もしかすると、市の職員の方がおっしゃったように、仕事をしたいけど出来ないというもどかしさを感じたので、こういう文言を入れることによって楽になるのではないかと思うんです。だから、あえてこういう言葉を使うとすっきりしたものが、ぐだぐだとなって嫌かもしれません、自分の気持ちが素直に出ている方が、実際仕事する時には動きやすいものになっていくのかなと私は思います。

委員E：今の話ですと、25条のお話ですか。

委員F：25条もそうですし、20条もそうです。やっぱり、現実、それが市の職員さんがしんどい部分じゃないのかなという印象があるので、あえて書くことで、そういうことは本当はしてはいけないことではありますが、口利きがいけないということではないと思うんです。市民の声を聞いて、それを役所の方に届けるというのも一つの仕事だと言っていたのですが、それはどういう形で、どういう状況で、どういうことを言っていたのかということをはっきり出さないといけないので、細かく規定した方が、仕事をする際に楽なのではないかなという印象があります。なので、市役所が仕事をやりやすくするためには必要なのかなと思います。

委員E：私が聞いている範囲の話ですが、20条で、職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努める。この場合において、不実または虚偽の記載をしてはならないと前の条文では書かれているわけです。これが、住民の要望というのは、例えば窓口業務などをやっている、どの範囲かということですね。要望になったら、全て書面に書きとめないといけないのかということで、どの範囲かというのが限定されていないところが心配だというお話を聞いたんです。他にも理由はあるかもしれませんが。この時の議論を正確には覚えていないんですが、趣旨としては、政策的な要望とか、あるいは口利きのような変な圧力を受けた時には、記録しておくで自分の身を守れる、あるいは透明性の確保ということにもなるという

趣旨でおっしゃっていたように記憶しているんです。こういう文章であるかは別にして、そういう趣旨を活かしてほしいという要望は当然あり得ると思うんです。

委員F：これは当然のことではあるんですが、門真市においては現実的に大変な状況があるような感じがするので、現実を踏まえて作らないといけないですよ。

委員E：おそらく役所としては、条文のままではちょっと取り扱いが難しいということだと思うんです。そこを何クッションか入れないといけないところを結論だけ変えてしまっているので、条例の条文としてはもう少し具体的な指示があるとありがたいということなのですが、そこまでは当然書けていないのです。ただ、市民の意見としてはこうなんです。

委員長：ただ、条文というのはそんなに具体的に書けるわけでもなく、それぞれの条項に基づいて、実際運用する時は要綱等の規定によって動かしていきますよね。それは役所が基準を決める事柄になってきますので、それ故に、評価の仕組みが必要であって、後でどういう基準でやったのかということ、市民で検討して、やっぱりその基準に直した方がいいのではないかという評価が必要になってくるので、最後の条文とも関わってくるのですが、それぞれの条文は不明確なところはたくさんありますが、要綱等で役所が主体的になって理念を含んでやっていくということ。

委員E：そうですね。手続きをこれで定めていると思われているかもしれないのですが、先生がおっしゃったように理念として透明であるべきだというお話だと書くことも出来ると思います。

委員F：そうですね。

委員E：そこを事務局側にお任せするという事かなと思います。

事務局：一つだけ申し上げさせていただきます。なぜ、広聴活動という風に改めさせていただいたかといいますと、職員のことを考えてくださっているというのは、よく理解しているつもりなのですが、この条文だけ

でいきますと、不実、または虚偽の記載をしてはいけないということだけがクローズアップされて、その先の広がりということを考えてらもう少し大きく、広聴活動ということで、色々と聞いたことに対して市役所がどうアクション起こしていけるのかというようなことに進んでいくのではないかと思います。広聴活動という取り組みを、庁内でもどうしていくかということの広がりも持っていけるのかなという視点もあるということを含んでいただけたらなと思います。

委員C：表現が市役所になってしまって、職員と書いていなかったら人間に感じないんですよ。職員というのはやはり必要だと思います。市役所と書いていたら建物のように感じて人間性を感じません。門真はこれからみんなで良くなっていくということなので、人間としてどうあるべきかということを含んでみんなで考えるためのものだと思います。

委員A：おっしゃったように、市民とか市役所の職員さん、議会の議員さんへの訴え、呼び掛けなんですよ。呼び掛けというのは非常に重要だと思うんです。だから、心に響くようなものでないといけないんです。

委員F：血の通ったものにしないといけないですよ。

委員C：文章はきれいなんですけど、でも心がないですね。

事務局：重ねて申し上げますが、整理をさせていただくということに主眼を置いて、対比しやすくするために作らせていただいたものです。

委員F：抽象的になっているんですよ。ちょっとした言葉遣いで変わってくるのだと思います。引っかけがないんですよ。それと、今引っかけたのですが、市役所の職員のことを思ってということではなく、職員さんにしっかり仕事をしてもらって、私たちが…という意味があるんです。もちろん、市役所の職員さんが気の毒だなという意味もありますけど、やっぱり、仕事をしやすくしていただいて、市役所が活性化するということが究極の希望なんです。

事務局：はい。そのあたりもわかっているつもりです。

委員A：しんどいけど、楽しい職場を目指すということだと思います。

事務局：これは、私の業務の経験だけの話なのですが、私も国保業務に10年ほど携わっていきまして、窓口業務をやっていたのですが、たくさんの市民の方が来られるので非常にハードな仕事でした。ですが、その中でも、顛末台帳をしっかりと作りまして、今はシステムが変わっているかもしれませんが、いずれにしても、記録に留めておくというのは、昔から行っております。そういうこともご認識いただけたらと思います。

委員長：具体的に19条20条はどうかさいますか。

委員B：私が思うには、市職員の定義がすごく広くて、ここにいらっしゃる方は市職員というイメージがありますが、臨時職員やアルバイトはどうなんだとかすごく幅広くなるイメージがあるんですね。仕事をしている中で、市職員と仕事している感はないんです。やっぱり、市役所とか市長と契約だとか、普通にしていると市職員という感覚ですが、法的にいくと、市役所が全て含んでいるというイメージなので、実際に職員の方は市役所＝自分のことだと思っていただいていると思うんです。そこが市役所と世の中のズレで、ただ文章上は市役所でも、職員のことだという感覚が私の中ではあります。今後、我々の務めとして、そのズレを埋めていくことがあると思いますし、市の職員の方も適正に努めていくことが大切だと思います。私の中では、市役所で十分伝わっていると思いますし、そこまでこだわらなくてもいいと思うのですが、いかがでしょう。

委員F：ということは、市民の認識が問題だということですか。

委員B：仕事をしている中で、市役所と仕事をしていくと、やっぱり個人的な市職員としてというより、市役所として仕事していますよね。

委員長：仕事の契約とかになると、法人格と仕事しているということになります。市民の人たちが対応するのは少し違うレベルですね。

委員B：窓口でもそうですよ。個人としてはやってないですよ。

委員D：結局どこにポイントを置いて、条例を作っていくかということですよ。

みんなで1年近く一生懸命やってきて、その結果、無難な形のものが出てきましたけど、それで納得できますかということですよ。それより、もう少し細かく、厳しくやった方がいいのではないかということが市民感情ですよ。それは、そういう風に作ってもらった方がいいのではないですか。最終的には議会が決めることですし、役所がどういう形でしていくのかはわかりませんが、市民は市民としての個性や考え方を挙げていくべきだと思います。

委員A：他の自治体でも、職員さんをなくして、市役所と謳っているのは少ないですよ。私が読んだ色々な条例を見ると、市役所、職員、議会、議員と、全部分けています。それが一緒になっているのがあるならば見せてほしいです。しかし、私が読んだ中の色々な条例を見ると、議員、議会について語り、市役所について語り、職員について、もっと勉強して専門的な知識をつけて、市民ニーズに応えられるように頑張れと書いている条例がたくさんあります。普通はそうです。それを市役所にまとめてしまうというのは、何のために条例を作るのかということから考えると、わかりません。

委員E：今、おっしゃったことに関連していいますと、議員、職員というのは、最初に配付してもらった資料のよその自治体の条例を見てもありますね。だから、それはあっていいわけです。抽象化しようとする市という表現になるわけです。わかりやすくしようと思って市役所とってしまったのですが、市役所だと建物になるので、職員さんの話に聞こえないというのは確かにそうかもしれないですね。よその自治体は書いていますので、大事だと思えば書きこむというのもあり得ると思います。

委員A：よその本やネットを調べても、ちゃんと書いています。逆に、少し調査不足じゃないですか。素人が調べて知っているのに。

事務局：当然おっしゃっていることもわかるんですが、この流れの中で定義の所とかと照らし合わせて、整理するのもパターンかと思ひまして。

委員A：説明として、世間はないけど、門真市として市役所に統一したいということなら、門真市の市役所の意思かなと思いますけど、世間は色々やっているのに、おかしいというのは、ちょっと腑に落ちないですね。

事務局：一つにまとめてみるというのも、対比する案としてお出しするべきかと思ひまして、決して調べてないというわけではないんです。

委員D：役所からそういう案が出て、こっちから意見を言えるのは、反対に言うのと、今回はいい形ですよ。

委員A：他市はこうやっているが、こういう理屈付けでこっちの方がいいという納得のいく説明がちゃんとあれば、門真市の方は優れているとなるけれど、ちょっと中途半端ですね。議会も議員も7月15日まではあったと思うんですが…。

事務局：6月10日では、議会議員の権利と責務ということで一本化されていたと思うのですが、7月15日の所で色々な議論があつて分けられていたのを、また事務局案では一本化させていただいたということなのですが。

委員A：議会としての活動と、議員さんとしての活動は、別な気がするんですよ。議員さん独自でいろんなことを発信するのも必要じゃないですか。議会は議会としての正式な発信や議会全体としての報告会などもありますけど、それとは別に、議員さんの独自でやることをやってほしいというのが市民の要望ですね。だから、そういうことを別に取り上げてほしいんです。行政は行政でも発信して、議員は議員で発信して見えるようになるんです。そういうのがインパクトになるように分けてほしいんです。

委員E：今おっしゃっているのは、9条が事務局案では3項まであるんですよ。これを、9条を議会、10条を議員というように分けてほしいということですね。

委員A：分け方はおまかせします。趣旨はそういうことです。

委員E：分け方は任せるけれど、これを2条に分けてほしいということですか。

委員F：議会としての役割と、議員個人としての役割をしっかりと分けてほしいということですよ。議会としてあまり活性化していないように感じ

るんです。個人で自分はちゃんとやっていると言っても、議会全体としてちゃんとやっていなかったら、それはそれでまた問題です。

委員長：分けるのはいいのですが、例えば7月15日の条文の中で、このキーワードやポイントは絶対入れた方がいいという点をご指摘頂いた方がいいかなと思うんですけど。

委員F：書いてはいるんですよ。9条の2項と3項ということで。

委員B：書いていると思うんですが。どうでしょう。

委員E：さっきおっしゃった話でいくと、9条の1項2項を9条にして、3項を新しく10条ということで設けるということが一つですね。そして、削られている部分があるので、そのままがいいのかということです。前の条文の方がいいのか、仕切りを入れるだけでいいのかということです。

委員A：書いてあるね。内容ですね。

委員長：内容ですよ。7月15日の13条だと意見交換をする場を設けて、市民が議会活動に参加しやすくするというところに趣旨があったんですね。

委員A：2項の議会は広く市民の声を聴き…というところは必要ですし、後、議員は意見交換をして市民のニーズに応える…というような項目が議会と同様に必要ですよ。

委員B：議会と議員で同様のことを書くということですか。

委員A：議会は議会として行うということです。

委員B：さきほどの議論と同様に、私が思うには議員の集合体が議会じゃないですか。議会といえば議員を含んでいるということではないのですか。

委員長：議会活動と議員活動というのは違います。議員は個人の意思で活動し

ますが、議会活動は議会の意思決定に基づいて、あるいは意思決定の過程の中で役割として活動しますので違いますね。

委員B：議会＝議員の集合体ではないんですか。

委員長：集合体といえば集合体ですが、役割は違いますね。

委員A：議会は議員が参加してやっていますが、議員の全ての活動が議会活動ではないですよ。例えば、議案が出た時に、議会として市民に問うこともありますが、議員個人として市民に意見を問うこともあります。一人ひとりが個別に聞いてくるのは議員活動ですよ。

委員B：事務局案の9条の2項で議会について言っていて、3項が議員についてですよ。今おっしゃっているのは、2項のところをもう一回書くということですか。

委員A：事務局案の3項は、7月15日付の議員の役割の下の部分の、議員は、その権限又は地位を利用することにより、市役所の公正な職務の執行を妨げてはいけませんというのは議員活動なんですよ。だから、この項目を議員活動の方に入れてですね。

委員B：さっきおっしゃっていたのは、9条の2項のところ、これを2回入れるのかということを確認したのですが、今おっしゃっているのは7月15日案の14条の下の部分の議論ですか。

委員A：要は、議会の役割と議員の役割を別々に書くということです。

委員B：でも、これ書いていますよね。

委員E：条文として9条の中で3項並べるのではなくて、9条、10条として別枠にするということですね。

委員A：条と項との意味はよくわからないのですが、主語が議会の時と、議員の時がありますよね。議会は広く市民の声を聞き…とありますが、議員としても、そういう活動を入れてほしいということです。

委員F：わかりやすく、すっきりまとめたつもりが、かえってわかりにくくなったのではないですか。

委員B：2項が議会のことで、3項が議員のことになっていて、分けて書いていますよね。

委員F：さっき言っていたように自分のこととして、認識出来ないような形になっている気がします。

事務局：今おっしゃられているのは、7月15日分に「議員の役割」として入っているけれども、事務局案では一本にしているので「議会の役割」と「議員の役割」を分けてほしいという理解でよろしいですか。

委員F：そういうことだと思います。

事務局：先ほどの「市役所の役割」と同じ議論ということでしょうか。

委員F：そうですね。

委員長：内容はこれで良いのですか。私は、議会が市民と意見交換するというのは、具体的に言うと、委員会が外に出て市民と協議したりする自治体も出てきたので、そういう意見交換かなと思ったのですが。「聴く」となると単なる公聴ですから。そういう意味で以前議論されたような気がします。

委員A：今委員会で市民ができるのは傍聴させてもらっていることなんですけど。

委員長：それが議会としての役割ですね。議員個人はいろんなことをやっていただければいい話と思います。

委員B：ただ、今の段階で意見交換会をここに盛り込むとしたら、「広く市民の声を聴き」になってしまうのかなという感想は持っています。ここに書いてしまうと、意見交換会といっても議会条例ではないし…

委員A：これはこれで良いんです。ただ議会だけではなくて議員もこんなこと

をしなくてはならないから、議員も…

委員B：議員は3項でありますよね。「市民の意思を的確に反映させるため…

事務局：今おっしゃっているのは、議員にも「広く市民の声を聴き」という言葉が必要なのではないかという理解でよろしいですか。

委員A：そうです。いろんな手段で意見のやり取りをする、発信もするし受信もすると。

事務局：少しお伺いしたいのですが、第3項の「市民の意思を的確に反映させる」ということは、意見を聴くということの表現のひとつとされているのですが、これとは少し違うということでしょうか。

委員A：それは「目的を反映させるため」と、目的を書いているんですね。しっかり市民と意見交換をするということで、発信と受信を書いてほしいですね。

委員B：ただそれは個人の議員活動になってくると思うので、それを義務付けるとか…

委員A：だから、そういう議員であってほしいと書くのが自治基本条例で、議員活動だから何もできませんとなれば、ほとんど何もできなくなるんですよ。

委員D：ただ、一番問題なのは一方通行になること。向こうが発信してくれるのは良いが、こちらの意見をどのように反映させていくかということも大事ですよ。そういうことをどういう風にこれからやっていったら良いのかですよ。立派な文章の条例ができたのは良いのですが、何も実行できないということになってきたら。

委員長：それはいいのですが、具体的に7月15日分の13条は削除でいいということですね。要するに事務局案でいいということ。

委員B：それで言われていることは入っていると思うのですが。

委員E：まず13条ですね。7月15日分13条と事務局案9条2項を比べていただいて、これでいいかというご許可がいただけますか。前のほうがよければそうおっしゃっていただければ。同じことで、7月15日の14条が2項に分かれています、それと事務局案の9条3項を比べていただいて、前のほうがいいのか新しいほうがいいのか。

委員A：6月10日の14条がいいのではないですか。

委員E：6月10日ですか。

委員A：6月10日と7月15日ではどう違うのですか。

委員長：同じですね。

委員B：ただ、議会報告というのもすごく限定されている感じがして、活動を狭めているような。もっと違う方法があるかもしれないという可能性の部分では。議員の方にも今後、今までの議会報告では市民との意見交換ができないから、それを考えていただくためにも緩やかにしておいたほうが活動しやすいのではないですか。

委員F：議会をですか。

委員B：7月15日案だったら、「議会報告を積極的に行う等」と、ある意味限定されているので、そこで限定しているから今一つ市民の意見がうまく反映されていないというご指摘があるじゃないですか。だからもう少し緩やかにしておいてあげて、それぞれの議員がいろんな方法を考えながらというのが事務局案かなと私は思うんですね。

委員A：事務局案はそんな優しい案じゃないですよ。

委員長：今、議会基本条例で議会報告というのは結構キーワードになっていて。何を言いたいのかというと、議会事前交渉とか色々あるけれども、議会としてどういう論点でどういうやり取りがあって結論に至ったかというのを市民に報告するのが議会報告なんです。これまでそれがなかったの、それをちゃんとしてほしいと。

委員G：他のまちでは、議案ごとにだれが賛成したとかを書いていますから、そういうことだと思います。

委員長：その議論の過程を議会として報告するのが、議会報告です。結論に至った過程です。

委員E：そのお話が、議会にも傍聴に行かれていたとおっしゃっていましたが、今から必要かということですね。その投げかけを先生がおっしゃっていると思うのですが。

委員長：別に必要ないのであれば必要ないですし、必要といえれば必要ですし。

委員E：あるいは、別の方法としては議会基本条例のようなものを別途つくっていく中で、そこはしっかりやっていただくということでここは軽めに書くという方法もあるとは思いますが。

委員A：議会基本条例をどんな集まりでつくるのかは知りませんが、自治基本条例にこれがあったら、これを受けてさらに詳しく具体的にやってもらえますかという。議員さんの行動を縛る縛らないというよりも、市民の意見をこの際言っておかないと、この後議員さんで議論してもらえるのですから。我々の希望を言っておくほうがわかりやすいんですよ。私たちが議員さんのことを酌んで入れると、話が複雑になるんです。議員さんは自分の思いで、これからこれを料理しますからね。

委員B：私、全然違うパターンで、これだけだんだん傍聴の数が増えていて、言われなくても自分たちで律するような案が出てくることを期待しているんですよ。

委員G：それは書いたほうがいいですよ。

委員B：それが出てこなければ選挙で落とせばいいんですよ。

委員A：選挙で落とすと言っていますが、実際にそんなことができますか。2人は通るんですよ。

委員B：話はそれですが、私は市議会廃止論者なので、いらぬなら…という

くらいのね。

委員F：議会報告というのは今されているのですか。

委員A：ピント外れの答えかもしれませんが、あるのは議会だよりというものがありますし、ホームページ上で議会の日程案内、そして議事録もあります。

事務局：各種委員会の分もあります。

委員A：また話はずれるかもしれませんが、議会を見える議会にするには、例えば議場にカメラを入れてもらって動画で配信するとか。そういうことも入れていかないと、市民のニーズが議会・議員に伝わらないじゃないですか。希望は言わないと。その後議員さんがどう判断するかはしょうがないじゃないですか。今の制度上、議員さんが議決権を持っているのですから。

委員F：現状は、市民のうち0.001%あるかないかじゃないですか、議会に興味を持っている人というのはね。図書館に行って、3ヶ月か4カ月後に出てくる議事録をみるとか、市民のうちの何人がしているのかなという。あらゆる方法で広めていくことによって活性化するので、ひとつ「積極的に行う等」という文言を入れることによって拘束力が出て、いろんな方法を考えなければということになります。現状こういう寒い状況なので、もう少し活性化するためにこの文言を入れるというのも有意義じゃないかなと思うのですが。

委員A：これも全般に通じることは、何も議会や議員さんだけの話じゃなくて、市民にも要求している話だし、職員にもすべて要求している。すべて担ってもらわないといけないことはやるというのが自治基本条例ですから、議員さんだけに要求しているわけじゃない。

委員G：これを書くことでみんなが興味を持って、もっと参加したいという気持ちが上がってくると思うんですね。だから、見えるというのが一番大事で、自治基本条例の根本だと思うんですよ。見える化を貫くという意味で、ここにはいろんなことを書いていくほうが良いですし、議会基本条例をつくられるかどうかは分からないことですが、最終的に

決めるのは議員さんなのですから、具体的に書けるだけ書いたほうが私は良いと思います。

委員F：あと、議員さんは市民に対しても、これだけ言うんだからこれぐらいのことはして、というようなことも言ってもらったら良いと思うんですよ。

委員A：とは言っても議会の市民傍聴者は数が少ないですよ。だから市民はもっと傍聴していくという風にしていかなければいけない。

委員B：でも仕事をしていたら無理ですよ。インターネット配信してもらおうとかですよ。

委員A：いろんな手段がありますから。

委員F：興味を持っても無理だと思いますよ。実際には足を運べない。

委員B：安心して任せておくという信頼関係がないんですね。

委員A：今は市民の興味がわいていないから、行こうと思うけれども土日しか行けないというレベルじゃないと思います。意識すらない。日曜日に事業仕分けが行われましたが、市民傍聴はたったあれだけです。かなりの部分が議員さんです。ですから、土日にしたからといってできるものではないと思う。もっと市民の意識を高めないと。自治基本条例をPRしながら意識を高めていかないと。いろんなものが徐々に動き出さないと直らない、これですべていけるといってもない。だから自治基本条例もなんとか良いものにしたい。議員さんは議員さんで頑張ってもらって議員改革を進めてもらう。そうすると徐々に門真市は良くなってくる。だから希望はどんどん入れたほうが良いんじゃないですか。

委員E：条例はさっきおっしゃられたように、議会で手直しということがこれからはあるわけですから、市民の希望としてメッセージをぶつけるということで良いと思います。

委員長：まだ発言されていない方は、ぜひ積極的にお願いいたします。

委員H：私の意見ですけれども、最高規範性とか、憲法に近いものでしたら、ある程度基本線しかなくて、各論は別のところでというのが筋かなと思っております。あとは、これをつくることよりも、ここから先のほうが大事なので、フォーラムとかの活動もしっかり汲んでいかないと、つくっただけでは何の意味もないのかなと。なので基本的なことが書かれていれば、よけいなことは書かないほうがすっきりすると思います。

委員長：それはご意見としていいのですが、例えば具体的に何条は不要だとかですね。

委員H：そうですね。さっきもおっしゃられていた職員の分は私もあったほうが良いのかなと思っていました。あとひとつ気になったのは、事業者というくくりが前からずっとあるのですが、NPOとか自治会とか事業としてやっていないところも事業者でくくるのが良いのかなというのが、私はちょっとわからなかったのですが。それが良いのならそれで良いのですが。

委員長：いえいえ、重要なところですから。これもまちごとの解釈の仕方によりますし、何をポイントに置くかによりますから。NPOは市民の中に入れるとか、あるいは市民活動団体という条をつけて入れるとかいうところもありますし、ただNPOであっても、介護保険等事業者になることも多いので、そういうときは事業者の中に入れることもあります。何にポイントを置くかというところだけで、概念をどうするかをここで決めていただければそれで良いと思います。

委員E：事業者については、市で何か定義はありましたか。

事務局：こちらは、我々もいろいろ悩んだところですが。今おっしゃったようなご指摘もあろうかとは思いますが、ここの議論では事業者は営利・非営利を含むという定義をされたという。市役所という言葉もなかなか使わないというのと同じようなニュアンスでいったほうが良いのかなという判断でこのような形にさせていただきました。表現はわかりませんが、企業とその他というように分けて表記するという方法もあろうかとは思いますが。しかしここではひとつにまとめた

ほうが良いということで今まで来ているのかなということ。

委員E：市役所の中で、特に定義はお持ちではないということですね。

事務局：この中の言葉として使われるのはこういうことなのかなという理解で進んでいます。

委員E：今のところ事業者とはこういうものという定義を…

事務局：事業者の定義を出すとそうになってしまうのですが、それを言い出すとすごく大変なことになるのかなという。

委員E：それはもちろん。市役所の中で事業者という定義はお持ちなのですか。

事務局：先ほどおっしゃったように、営利活動を行っているというような定義もあろうかとは思いますが、でもこの中で使われているのはそういうものではないということで定義付けをされておりますので、それをそのままにしているのですが。

委員E：例えば、公民協働課さんがNPOを所管されていると思いますが、それも事業者に含むということですか。

事務局：NPO等も事業者に含まれているという理解で進めています。

委員H：自治会もそういうことになるのですか。

事務局：非営利となっておりますので、色々な団体さんということで、そういう流れですね。この表記がいいのかはちょっと難しいですが。

委員H：なんか違和感がありますよね。子ども会とかも事業者になるのかということになりますよね。

委員A：ここの項があるからといって、後々何か問題になるということはないですよ。

委員H：ないです。ただ、言葉にちょっと違和感があったんです。

委員F：定義があやふやだと、困るような…今、聞いているだけでわけがわからないのですが。

委員A：あやふやじゃないです。この文章のとおりですよ。

委員B：だから、今回これで事業者ということで、職員も市役所の中に入れるということでよろしいですか。

委員A：今、先生もおっしゃったのは、事業者というのは色々な定義があって、混乱しませんかという話で、一応この条例の中では事業者はこれで定義していますから、この中ではこれでいきますと…

委員F：営利又は非営利の活動。公共的活動その他の活動を営む団体ということですよ。

委員E：その中に今おっしゃったように、子ども会も町内会も入ってしまうけれど、事業者と呼ぶのは違和感があるなということですね。

委員A：どう言ったとしても、後々何もないですよ。

委員E：そうですね。影響はないから置いておいていいということですね。

委員F：結局子供会は入るのですか。

委員B：もうさらっと流した方がいいのではないですか。

委員E：先生が最初に聞かれたのは、何か具体的に消すところはどこかないですかということで、事業者とおっしゃったので、事業者を消すというご提案でしょうか。

委員H：いえいえ、入れたままで良いのですが、この事業者と一般的な事業者のイメージが違うなと思っただけの話で。

委員長：難しいですね。事業者とは別に、市民活動団体とか公益活動団体とかという表現で定義するところもありますし。

委員F：ごめんなさい、みんな分かってらっしゃるのかもしれませんが、私は全然分かりません。

委員E：今の話だと、みんな分かってないということですね。ご安心ください。

委員B：項目を増やすとどんどん複雑になってきますよね。そのへん項目をどこまで増やすかが…

委員G：そのままのほうが分かりやすいんじゃないですか。増やすと、またそれに権利と義務が出てくるし、条文も増えてくるんです。そう思ったらこれで…

委員A：これによって、何か具体的な不都合が生じていると言ってくれたら、それは直さなければと思うけれども。

委員G：名前だけのことで、この定義でいくのですから、何も問題はないと思います。

委員長：このポイントは、事業者も市民とみなすというところで、その時に事業者を出しただけなんです。

委員A：市民の補足説明なんです。市民の中に事業者は入っているのですから。

委員F：普通の会社も事業者なんです。営利団体も。

事務局：そういうことでご議論いただいたと思うのですが、申し訳ないのですが、我々が定義付けをしたわけではなくて、委員会で定義付けされた言葉をそのまま用いているということなんです。

先ほど先生もおっしゃったのですが、市民の中に事業者という言葉がありまして、第1号と第2号を統合して表記する方法も考えたのですが、そうしてしまうと、事業者の役割の部分が切り分けられていますので、そのまま活かしたほうが良いのかなという議論はさせていただいたのですが。

委員H：イメージで思ったのは市民も事業者も一緒に、市民のくくりの中で事業者に分かれている、議会と議員と同じようなイメージがあるのですが。

委員長：確かに気持ちとして、これを強調しないといけないときには分けておくということですね。ルール上は。

委員I：それと、子どもって何歳から…

委員H：事務局案では18歳となっていますね。

事務局：ここはあえて入れさせていただいたのですが、ご議論いただきたいところでございまして。我々としては、児童福祉法で謳われている満18歳未満を出したのですが、様々なご意見があろうかと思うんです。ただ子どもといってもぼんやりした感じになるのかなというところがあります。

委員長：解説のところでは一般的な議論として、満20歳未満の青少年及び子どもを「子ども」という、という風に書いております。

委員G：未成年という形でいくのが良いんじゃないでしょうか。子ども手当とかを考えたらきりがありませんので、満20歳未満がすっきりしませんか。

事務局：なぜそこをとったかと言いますと、内部でも色々議論をしまして。義務教育までとか、満18歳未満とか、満20歳未満とか。一定のものを設けたほうが良いという考えで記載させていただいております。

委員長：門真市民が一般的に子どもと言うときに、何を指すかということに基づいて。後は解説に付け加えれば良いと思うのですが。

委員A：18歳未満ということで良いんじゃないですか。

委員F：自治基本条例の中で子どもと言ったときには、全部この18歳未満ということになるのですか。

事務局：これ以下の条文ではそうですね。こう規定してしまえば。

委員G：20歳と規定しても良い訳ですよ。未成年ということで。

委員長：はい。

事務局：今、先生がおっしゃったように、子どもという表現だけにしておいて、解説に書くというのでも…

委員A：15歳でも良いです。ここで決めるのだから。

委員長：検討委員会原案10条の解説では、満20歳未満の青少年及び子どものことを全部子ども、ですから青少年もここでは子どもと言っていますよということですね。

委員G：そのほうがすっきりすると思うんですね。20歳未満がしてはいけないこともたくさんあるんですから。そこで線を引くのが一番わかりやすいと思いますけどね。

委員J：すみません。20歳が18歳とか、だんだん下がってきていますよね。

委員G：そういう風になるんでしょうけれども、まだ国ではなっていませんから、変わったら変えるという形じゃないですかね。

委員F：ちょっと待ってください。この18歳未満というのは、どこから…

委員B：児童福祉法です。

委員E：一応これを読んだほうがいいですね。事務局案の10条の説明のところに書いてありますが、これは事務局の説明ですよ。

事務局：そうです。

委員E：「権利を先に記述し、子どもの定義を加えます。児童福祉法における「児童」の定義より、「満18歳未満」…」これを採用すると。「この条例は、「最高規範性」を持つため、門真市として「子ども」の定義を満1

8歳未満にすることにつながる」と。最高規範性を持っているため、他の条例にも影響するということですかね。「この条例においてのみ使用する定義として議論する必要がある」限定しておきたいということですね。「誤解を招かないように明記する必要」があると。「例えば「子ども手当」の対象となる「子ども」これは門真市の事業として行っていますが、15歳未満なので、「子ども」という言葉を使ったときに他の事業にも抵触してしまうという話ですね。

委員長：ただ、個別法の規定は個別法が優先されるので、自治基本条例は…

委員A：ここで子どもと言ったからと言って、子ども手当を18歳までしないといけないということは絶対にあり得なくて、ここでいう年齢は何でも良いけれども、それで子ども手当に問題を及ぼすとは思えない。

事務局：私たちとしては、問題提起として考えられるところをご提出させていただこうと。

委員A：ここで扱う子どもとはという定義をしておいたらいいですよ。それがすべてに反映されないでしょう。

委員E：他の部局にこれを回すときに、反論が出てくるのではないかとということだと思うのですけれども。他部局で行っている事業と整合性がとれないということになってクレームがつくのではないかとということだと思うのですけれども。

委員A：ここで言っている内容は、他のものにほとんど関係していないですよ。子どものところ。自治基本条例でいう子どもは何々ですという定義をしたらいいんじゃないですか。大体、子どもと書いていたら色々影響はあると思うのですが、「満18歳未満」という定義をしているからいいんじゃないですか。

委員E：「まちづくり」と「協働によるまちづくり」の違いのようなお話ですね。限定のような冠を付ければいいんじゃないかという。

委員A：ここに年齢がなくて、「子ども」といった場合には混乱を招くでしょう。18歳が良いか20歳が良いかは、私はどれでも良いので。

委員F：事務局案を見ていたら「子どもの健全育成」とか「子どもを見守るように努めます。」とか「学び、実践し」とか、こういう文章を読むと、18歳は…。市民は見守るわけですね。

委員A：小さい子どもだと思いますよ。

委員K：この文章を見ていたら、私のイメージでは中学生以下かなと。

委員I：15歳以下だと思います。

委員F：他に子どもについての文章はありますか。

委員A：それと、ここで議論した子どもの話は大抵中学生以下の話をイメージしていたと思います。だから、中学生以下だったら15歳ですか。

委員F：小中学生という規定のほうが分かりやすいかもしれないですね。

委員K：小中学生としてしまったら、その下が入れこめなくなります。

委員F：幼稚園ですね。では中学生以下。

委員K：中学生以下というよりは、義務教育以下。結局高校になったら、高校に行かずに就職して社会人になる人もいないじゃないですか。

委員F：私は、高校生は大人…

委員長：それはそれで良いのですが、例えば、市民検討委員会原案の10条は、ポイントがおそらく真ん中の段落「子どもは社会の一員として地域の実情について学ぶ権利があると同時に、協働によるまちづくりに参加・参画する権利があります。」こういう議論をしたのではないかなと思うのですが。こういうことを入れるときに、子どもという表現をどうするかということも考えていただければと思うのですが。これが要らなければ要らないで、15歳でも何でもいいのですが。

委員A：ピント外れになるかもしれませんが、ここで子どもと使っても、最初

に、以下それを子どもを表現すると書いていますよね。それでいいんじゃないですか。

委員長：以前の市民検討委員会の中では、子どもは20歳未満。解説で書いていますよね。いわゆる選挙権を持つまでということですね。その人たちも色々権利がある、市政に参加したり市のことを知ったり。その議論をしていたと思うんです。

委員A：そうしたら20歳ですね。

委員G：20歳です。労働法でみたら18歳以下ですからね。18歳か20歳でないと理屈が合わないですよ。

委員F：ということは、選挙権ということがポイントですよ。

委員長：選挙権が付与された年齢がポイントですね。

委員B：選挙権では難しいので、児童福祉法の18歳未満が、私は一番おさまるかなと思うのですがどうでしょう。

委員長：どちらにしても合意を得たほうで。

委員F：選挙権でいえば20歳だし…

委員B：だから選挙権では難しいから、子どもとは、ということになったら児童福祉法が子どもを定義してくれているので18歳で良いのではないかと思うのですが。

委員F：どこから大人と思うかですよ。

委員B：思うではなくて、何を根拠にするかなので、児童福祉法の児童の定義でどうでしょう。見かけとかいうよりも、結局は根拠ということになると思うので。

委員A：言ってしまうえば、私たちが子どものことを述べているのは何歳以下の子に述べているのかということですよ。

委員長：何を言いたいかということがまずあって、後、年齢が決まってくると
思います。

委員B：見守りでいったら、高校生もたばこを吸っていたら見守らないといけ
ないので、18歳未満が妥当かなと思うのですが。

委員F：子ども議会というのがあったのですけどね。

事務局：それは小学生の方々が来られますね。

委員F：私の個人的な印象では、中学生以下なののですけどね。

委員長：そうすると、この言葉はもう消してしまって良いということですかね。
学ぶ権利とか、参加・参画とか…

事務局：これは、私が市役所の職員ではなくて、いち参加者として発言させて
いただいてもよろしいでしょうか。ちょうど私の娘が今年19歳にな
って、去年まで高校生だったんです。高校生も体は大きくて、見た目
は大人のように見受けられるのですが、中身を見ていると、近所の大人
たちに支えられて、声をかけてもらったことによって成長してきた
とか、あるときは子ども扱いされてここで謳う参加・参画が保障され
ていなかったりとかということがあると思うんです。両面から言っ
ても、児童福祉法の18歳でいくというのもひとつの方法かなと思うの
ですが。個人の家族の話で申し訳ありません。見た目には中学生くら
いまでというのもあるのですが、まだまだ高校生といっても子どもな
のかなということは思います。

委員長：もうひとつは青少年をどうするかですよね。子どもを18歳なり15
歳とすると、青少年層をどうするかという問題も出てしまうのか
かなと思って。かつては青少年も子どもも含めて「子ども」と言います
としていたんですね。

委員G：権利義務がはっきりするのは20歳ですよ。20歳が筋だと思います。
すべての権利義務を負う年齢ですから、それを書くのが私は普通だと思
います。

委員F：一応20歳ですかね。法律とかでくくればやっぱり20歳に…

委員B：その2歳って微妙なんですね。未成年と子どもということが…

委員G：でも未成年は未成年です。

委員B：未成年だけど、19歳が子どもかというとまたこれが…

委員G：将来は18歳になるでしょうけど、今のところ20歳なので、20歳が筋だと思います。

委員F：18歳に選挙権を与えるということになったら自動的にそれは…

委員G：変わります。お酒もたばこもできるようになったら、少年法も適用されなくなったらそれで良いでしょう。でも今のところは少年法も適用されますから、現行法の20歳でいかないと筋が通らないと思います。

委員F：個人差があるのでね。

委員A：では、20歳に賛成の方いらっしゃいますか。

委員L：というよりは、「未成年」ということではいけないのですか。20歳という区切りをつけるのではなくて未成年とすれば、例えば法律が18歳に変わってもそのままですよ。

委員E：多分、子どもという言葉を使いたいので、修飾語を20歳にするか18歳にするか中学生以下にするかということかなと思うのですが。

委員L：そうなんです。表現ですけどね。

委員E：ここは20歳多数派で…20歳を原案として、技術的に問題があればまた検討していただくということですかね。

委員長：時間があと20分くらいしかないので、事前に読まれたりしてお気づきの点があればぜひ。

委員L：では1点私のほうから。最後のほうになって申し訳ないのですが、事務局から皆様に対して事前説明があったと思います。もう一度お願いしたいのですが、事務局案16条の変更点ということで「委員会や協議会の名称を羅列することは、混同・混乱を招く恐れがあるため」ということで、ここでは制度に改めたというところなのですが、ここをもう一度説明していただけますか。

事務局：その前の条で、我々の案では地域協働推進協議会という形でいれており、それ以外にも委員会、協議会という形は多数ございますが、この中で申し上げても重なってくるイメージがあるのかなど。また、これを制度として担保し、この条例の検証及び改正をしていくという手続きを踏んでいく格好で本条を設けさせていただきました。

委員D：これはやっぱり必要ですね。

委員長：これは事務局案でよろしいでしょうか。

委員G：異議ありません。

委員長：異議なしですか。はい。委員会原案32条を事務局案16条に替えるということですね。

委員E：先ほどの、議会と議員さんのところを分けて別条にするということになりますと、17条になりますね。

委員B：これもまだ分けるか分けないかの決着もついてないですね。

委員A：条数が複雑になるのであれば、分けずになんとかという工夫があるのであれば、別に分けなくても。明確に項か何かで。

委員長：先ほど、委員会原案19条20条を活かすということでもあって、最後は何条になるのかわからなくなってきましたね。

委員A：もう一回調整してもらえるのであれば、分けてもらったほうが。本来は分けたほうが良いけれども。

委員長：いずれにしても、32条の部分は16条に替えるということですね。

事務局：少し話は戻るのですが、第2条、先ほどの職員の定義のところですね。検討委員会の元々の市役所の定義というのが、市長部局の職員に限定されるような形になっているのかなと。他の委員会にも職員はおりますし。そこを整理して、全部含めて当然市役所の中に入っておりますので、職員という定義をさせていただいてその後の市役所の役割のところも一本化させていただいたという経緯も実はあるんです。

委員長：私のほうでも修正前で、この委員会でも、それぞれ職員がついているということで表現を変えなければいけないと思っているところなんです。ただこれは漠然と全体を市役所と言いますということだと思えます。総合計画の概念に類似して。

委員F：市役所の役割なのですが、議会と議員は分けないといけないということなんですが、これは市役所と職員も分けないと辻褄が合わないんじゃないかなという印象がしたのですが。

委員長：そうでしたら、市民検討委員会原案19条20条を職員の役割として付ければ良いということですね。

委員F：はい、職員の役割というのを入れると、血が通うような気がするんです。

委員E：19条20条を復活させたうえで項目を一つ付けるということですね。

委員B：20条の復活というのはいかがでしょうか。

委員F：その記載の仕方は、少し変わっても…

事務局：これは第3項のところに記載させていただいております。先ほど説明いたしましたとおり、広い意味でいろんな手立てを打っていくということで。

委員F：「市役所は」となるとさっきも言っていた、職員は常に勉強したりとか、

資質の向上に努めなければならないというのもあるんですね。

事務局：すみません。今おっしゃったところは、イメージ的には委員会原案第19条ですね。職務遂行と勉強を行っていくということですね。

委員F：その主語が市役所になっているので

事務局：これは公聴活動として、職員個々の対応ももちろんですが、いろんな制度をつくっていくということになると、市役所という表現にするとつくりやすいのかなと思ったのですが。

委員長：市民検討委員会原案と対応するのが「パブリックコメント等によって公聴活動の充実を図る」というのが、事務局案3項に結び付いていくと。

事務局：20条もそうですね。

委員F：検討委員会の原案では、職員の権利とか義務とか別に作ってあるんですが、やはり、職員としてやらなくてはいけないことを入れたらどうかという意見です。

委員B：流れ的には、私は、市役所の中に全て含まれているイメージで思っているんです。二本立てにしなくてもこのままで十分市職員という解釈はできると思います。

委員F：解釈は色々な解釈できるんですよ。

委員B：あえて二つとかにしなくてもいいのでは。最初の方に、シンプルに少なく、わかりやすくということでしたよね。カテゴリーを分けると余計にややこしくなると思うので。

委員F：分けるべきところと、分けなくていいところをはっきりしとかないと。私は、市職員としての権利とか、やるべきことは明記しといたほうがいいと思います。

委員O：私も職員の役割というのは項目立てした方がいいと思います。今まで

やってきた議論とかわかりやすいですね。我々から言うとやはり、職員というのがマッチしますよね。

委員A：そこが本当に一番大事なところだと思います。市役所という中に埋もれている人ではなく、一人ひとりが機能しだして、ようやく市役所になると思います。市民も同じです。市民も市民と括られたら、わからないから、一人ひとりが市民です。あなたはちゃんと傍聴していますか？何かしていますか？ということです。議員さんも同じで、議会の中では埋もれるんですよ。議員さん一人ひとりがどうかということを訴えたいんです。ですから、今回は全部一人ひとりへの個人宛のメッセージにしたいです。

委員G：なるほど。それがいいかもしれないですね。わかりやすいですね。

委員E：その場合のタイトルですけど、職員の権利と義務と、前は書いていましたけど、今は、職員の役割とおっしゃいましたよね。

委員F：役割でいいんじゃないですか。

委員長：統一して役割の方がいいですね。統一というのは7月15日の分に統一すると、役割ですね。そうすると、7月15日案の19条はこのまま活かすということでいいですね。20条はどうなさいますか。

委員A：20条も活かします。

委員長：20条も活かすということですね。さきほど、他の市の条例の中にも、職員は現場感覚を持って…とか、自分で勉強してという表現もあるんですけど、そういうことを書くか書かないかどうしましょうか。

委員B：すみません、20条復活というのは…。

委員長：さっき、20条を残すという話が出ていたので、復活というよりは、まだ議論が継続しているということですね。

委員H：ここだけ、すごく各論みたいな話になっていますね。

委員B：これをされたら、私は今度、役所に行って仕事するのがすごく嫌だなと思うんですけど。これは10条の3項で対応しているのでは。

委員長：そこを議論していただければと思います。要するにこれを守らなくてはいけないということなら、具体的であってもいいのですが。

委員B：ここで足かせをはめてしまうと、余計にスピーディーな市の運営が出来なくなると思います。

委員A：しかし、普通はこういう仕事の仕方をしませんか？人から話を聞いたらメモして記録して、それが残りますよね。

委員F：普通はしますよね。

委員B：全部しますか。

委員A：市役所に行くと、書類を残しませんか。例えば住民投票とかする際も、書類を書いて…

委員B：ここだったら「要望等を口頭により受けた時は」というのがね。

委員A：要望等を受けたら書くのではないですか。

委員B：色々な要望があるので。多分私とされている要望が違うと思うんですけど、わけのわからない言いがかりも要望にもなってくるし。

委員F：「口頭により」というのを消したらいいのではないですか。

委員D：どちらでも一緒ですよ。

委員E：もっとはつきりさせようと思うと、7月15日の解説の一番下の部分を見ていただけたらと思いますけれど。

委員B：多分もっとひどいのが、日常で起こっているんですよ。そこで話し合いとか説明で終わる部分もあるのに、これだけテクニク的になっているというのが、私はすごく気持ち悪いんですけどね。

委員H：違和感がありますよね。

委員E：趣旨ですが、7月15日の説明の部分を見ていただけたらと思うのですが、こういう趣旨なんです。「市民の中には、不当な要求や要望を押し付ける場合もあり、第19条と20条では、公務員の本来の使命の確認一部の市民のエゴから公務員を守るために設けました。また、このことが守られることにより市民の市役所に対する信頼性は高まり、協働の基盤をより強固なものにしていきます。」と書いてあるんです。

委員D：これはいりますよ。

委員E：これを文言は多少変わっても、この趣旨が活きるように整合化を図ればいいのかもしれないです。

委員A：しかも、これは見える行政の根幹じゃないですか。

委員D：一番大事なところですよ。市役所は大体話したら書きますから。

委員B：思われているような要求じゃないものもカバーするようなことになるのではないかなと思ひまして。

委員長：これは実務上、後で要綱等で基準を設けてもらいますから、趣旨に照らし合わせて、ちゃんと行政が処理基準を作っていくのだと思いますので。

事務局：不当な要求ということに関しましては、そういう要綱が19年に制定されていますので。

委員D：それが消えたり、出てきたりしますよね。そういう話をしたと言ってもしてないとかなるから、絶対に残しとかなないといけないですよ。

事務局：ここの解説の意味でいきますと、市として記録を残さなくてはならないという風に表現して、この3項に関しては解説にも合っているのかなと思いますけれど。

委員A：ここは市でも残そうとしているのだから、議論するところではないですよ。

委員B：それは3項でカバーできているのではないですか。

委員A：職員は…という風に分けるんです。具体的に何が困るんですか。

委員D：今までのこの現状、話した結果が何もかも反映できないのは、そこですよ。何を話したかと言ったら、そんな話していないとなる。きっちりした形は出しておかないといけませんよ。

委員C：いいことがあっても、悪いことがあっても残しておくのは職員を守ることになるし市民も守ることになります。

委員H：莫大な情報量になって、出てこないことになりますよ。

委員A：だから、記録を残してオープンにしないとイケないのです。

委員F：市役所の決まりでそういうのを残すというのはあるんですよ。

事務局：私のいた国保はずっとありました。

委員E：窓口業務は大半残していますよね。

事務局：残しています。

委員B：あえて、ここで縛りがあるのがどうかと。ここだけテクニク的な部分が…

委員A：見える行政の根幹だと思うんですよ。

委員B：それは別のところにちゃんと規定があるじゃないですか。それを、今は現に規定に則って運用されているから、あえてここだけすごく暴露な話をしなくてもいいんじゃないですか。

委員D：それが市民の今までの話し合いの中の考え方の一環ですよ。今まで、

それが反映されていたら、色々な細かいことや難しいことはないですよ。今回それが出たということは、やっぱりきちり市民感情として出すべきですよ。いくら今まであったといっても、それが受け取れない状態になっていたから。だから、そこはやっぱりはっきりしておかないと。残しておかないといけないですよ。

委員G：原案だからとりあえずこれを出しておいたらいいんじゃないですか。

委員D：私たちが陳情すると。陳情したら議員がそれを聴くのかと。議会運営委員会を外してしまう。議員が動いた結果、自分たちの部分はやるが、一般市民が陳情してきたら関係ないとするのが現状じゃないですか。そこは市民の権利として、そこはこういう風にやってくれたらまた反映されますよね。

委員B：今は議員の話ですか。

委員F：でも、これ当たり前のことなんですよね。

委員D：市民としたら、議員は議員で外す、市役所は市役所でメモはしないし、何もしない。話は聞くというので、記録は残っているのか聞いたら、残っていないと言います。都合が悪くなったら、極端に言うと、課は次から次へと人が変わっていきますよね。今までやっていた人が変わったりしますし。だから、これは残しておくべきです。

委員A：議事録を残すのと一緒ですよ。

委員B：でも、これ窓口の…。

委員A：窓口も自分の仕事している時は、議事録を残すのと一緒で、仕事している記録を残すんですよ。

委員D：残したら、次に引き継いだ人に受け継いでね。

委員A：具体的にこんな時に困るのではないかと指摘してくれたら、反論もできるのですが。

委員H：僕は市役所の職員ではないので、わかりませんが、仕事柄、市民の方が大勢いるのですが、ものすごく的外れな話がたくさんあるんです。これを全部残すということになったら…。

委員F：それは残さなくていいのではないですか。

委員H：だから、窓口でというのがあるので…。

委員A：だから、全ての項目を書くというのではなくて、誰が来て、どんな話をしたかというのは記録に残しておくべきではないですか。

委員H：ただ、千何人もいる職員がそれぞれ違う情報を持っていて、それを整理出来るのかなというのがあって。どちらかというと、それを整理できない状態の方がもっと大変なのかなと思ひまして。

委員D：だから、説明書きに書いていますよ。不当な要求がどうのこうのとか、そういうことも。そういうことも考えて出してくれているのですから。やっぱり色々な形があるんですから。

委員A：良さは感じませんか。

委員H：まあ、確かに記録は残しておかないといけないというのはよくわかりますよ。

委員A：良さを感じたら、良さを残す方向で、出来る方法を模索しましょうよ。

委員B：おっしゃっていることはすごくわかります。私も、オフィシャルの時は残してほしいとか、その辺の線引きが…。

委員H：ここの20条の条文の中で、それが出来ているのかなというのがちょっと気になりまして。他の条文に比べて、ここだけ各論的になっているので、それでいいのかなと思っただけです。

委員D：それはまた、役所流に考えてもらったらいいのではないですか。

委員B：それは、言われていることは、こちらで十分確保されていると思ひま

す。

委員A：自治基本条例で仕事のやり方を全部教えるっておかしいですね。

委員B：おかしいでしょ。だから、実証例でそこまで…。

委員A：だから、この文章はこのままでいいのではないですか。この後、もっと詳しく書くと言うなら、この仕事は書かなくていいとか言ってあげてもいいですけど、そんなことしなくてもいいでしょ。

委員F：20条の内容は3項に非常にすっきり書いているわけですね。

事務局：はい。こうしていくと色々な運用ができるかと。

委員B：これはものすごく縛りがあって、言われたとおりに、これを書いたら、全然動けないですよ。

事務局：20条でしたら、書くという行為だけに限定されるのかなと思ひまして。

委員B：逆に市役所が動きにくくなると思うんですよ。要望が通りにくくなってしまうような。

委員A：3項の方だったらいいということですか。

委員B：3項ならいいと思います。スムーズに市役所を運用するなら、3項の方がいいと思います。

事務局：20条のイメージは職員の倫理観のような…

委員F：説明はね。ここが趣旨ということ。

事務局：説明が、もし何かあれば、不当な要求を押しはねるということですよ。ということは、不当な要求に対して、役所全体として、当然職員は決められたことをやります。ただ、不当な要求をはねのけるというのは、市全体の塊として、はねのけるという制度を設けないといけな

いんです。実際に設けられているんですけど。ということで言えば、第3項の表現の方が、この解説の中身にあってくるのではないかなと判断したのです。

委員A：私たちが要望で書いたような内容の方が近いと思いますが、要するに、色々な方から色々な要望が来た時に、市役所の職員さんが自分で判断して困ることのないように、一旦受けて、記録を残して、組織的に対処して相手に戻すということが組織としてまともだと思います。

事務局：今の委員さんのおっしゃっている分には、おそらく3項の方がマッチングしているように思います。

委員C：すみません。3項が「市役所は…」になっているので、これの内容を20条持ってきたらいいのではないですか。「職員は、要望等を口頭により…」というように。

事務局：それをすると、職員個々の動きだけに限定されてしまうのではと。おっしゃっているのは、もっと深い所のお話をされているのではないかなと思ひまして。

委員F：全然深くないですよ。

事務局：もっと、不当な要求をはねのけるとか…解説にそう書いてあったので。

委員F：趣旨はそうなのですが、もっとストレートに単純に、窓口はとりあえず受け付けるということをする方がいいのではないかとということではないですか。

委員長：水を差すようですが、そろそろ時間がきましたので、この辺は、また次回検討委員会のポイントの一つとしていただいて、また少しお考えになって整理していただいて、次回発言いただければと思います。検討部会が8月21日ですが、その前に策定部会をもう一回やるかどうか、どうなさいますか。

委員G：もう一回やりましょう。

委員長：やった方がいいですか。では、もう一回やるということでよろしくお願います。では、8月7日午前10時でよろしいでしょうか。では、次回は長丁場になるかと思いますがよろしくお願します。どうもありがとうございました。